

何故からはじまる

細川吉次郎小伝

山越岩雄

過去を知り、

今日を確め、

未来を展望する。

元小山上田市長の「上田近代史」刊行のことば、より

はじめに

私は、縁があつて諏訪形地区に住居を移し、皆さんにお世話になる様になって早いもので二〇余年になります。

今回このような郷土の一人物に焦点をあて、それに一時期（廃藩置県から）ではありましたが地方行政の末端の移り変わりを、ほんの小誌にまとめてみました。郷土史の一端として皆さんにお読み戴ければ有難いと考えている次第です。

なお監修には地元の小池雅夫先生（上小郷土研究会長）に御多忙の処を快くご協力賜りましたことを添えて御礼申し上げます。

戦後、民主国家の実現と共に地方自治法が二二年に公布され、皆様ご承知の各種選挙が行われる様になりました。

思い起こしますに、私ごとで恐縮ですが当時、五年六ヶ月の永い兵役を過ごしその間大陸に、太平洋戦開始と同時にビルマ戦線に、そして敗退、終戦を迎えカンボジアに移り抑留生活、二二年六月復員しました。

復員後、暫くして戦後の復興は「みじかな」政治からと考えるようになり、二六年偶々市政に関わるようになりました。よって過去の市政について勉強中、初代上田市長が細川

古次郎さんで諏訪形の出身であったのに素朴な疑問と関心が、そのとき以来持ち続けていたのです。なぜ、上田市域内からでなく市外村域からと。

＊おことわり、この小誌は次の刊行書より必要箇所を抜粋して編集したものです。

上田 市 史 昭和一五年 発行 著 者 藤 沢 直 枝

上田 小 県 誌 昭和四三年一月発行 編集者 上 田 市

上田 小 県 誌 昭和四三年一月発行 編集者 上田小県誌刊行会

発行所 小県上田教育会

上田 近代史 昭和四五 二月刊行 発行 上 田 市

編 集 上田市史編さん委員会

廃藩置県

永い間続いた徳川幕府の藩制は、慶応三年一〇月一四日徳川慶喜の大政奉還によって二月九日、維新の大号令が発せられた。ついで諸大名の版籍奉還が行われ、これにより武家政治から朝廷政治に変わったのであるが、今までの因習は容易には脱却できない上に各藩の支配地が分散していて行政上不便が多かった。

新政府は、ここに大英断を以て、藩を廃して県を置くことに決定して、明治四年七月一四日廃藩置県の詔が発せられた。

上田藩知事、松平忠札も免官となり上田藩の名称は消滅して上田県となる。

信州内の諸藩

明治四年七月廃藩置県の際、信州内の諸藩は次のようになった。

藩 名	領 分	石 高	県 名
松 代	埴科、更級、上下高井、上水内郡の内	一〇万石	松代県
松 本	南北安曇、東筑摩の内	六万石	松本県
上 田	小 県、更級の内	五万三千石	上田県
高 遠	上伊那、東筑摩の内	三万三千石	高遠県
高 島	諏訪、東筑摩の内	三万石	高島県
須 坂	上下高井の内	一万五千石	須坂県
飯 山	上下水内の内	二万石	飯山県
飯 田	下伊那の内	一万五千石	飯田県
竜 岡	南佐久の内及び三河額田加茂の内	一万六千石	六月二日廃藩、 中野県に入る

小 諸 北佐久、小県の内
岩村田 南佐久、小県の内

一万五千石 小諸県
一万五千石 岩村田県

以上の外に維新後、早くに設置された伊那県及び分置された中野県と併せると一二県が存在していた。

伊那県及び中野県

明治元年正月新政府は、信州にあった徳川氏所領地の地区を没収して同年八月二日伊那飯島代官所跡に伊那県を置いた。高井郡中野村に幕領代官所があったが伊那県設置の際に中野局となり、その後南北信に亘り、管治上不便であったので九月一七日中野局を中野県とした。この中野県は明治四年六月二三日庁舎を善光寺町字西町、西方寺に移し長野県と改称したのである。

信濃国は長野県となる

明治四年十一月太政官は、全国諸県の廃合を行い信州も次の二県になった。

長野県 埴科郡、高井郡、水内郡、更級郡、小県郡、佐久郡、

筑摩県 伊那郡、安曇郡、筑摩郡、飛騨国一円、

明治九年また府県廃合があり、八月二二日筑摩県は廃止となり、飛騨国は岐阜県に移り南信四郡は長野県の所管となつて信濃国は長野一県となった。

これによって廃藩による数多くの県は上田県始め皆廃止となり、藩名を県名に改めた期間は五ヶ月ほどであった。

戸籍法の区制

戸籍法施行のための区制

明治四年四月四日政府は、近代国家体制確立の基礎として、戸籍人口を把握するため太政官布告第一七号をもって「戸籍法」を制定した。

この事務取扱い範囲は、旧来の町村によらず町村を合せて区を設定し取扱責任者として新たに戸長、副戸長を置いた。

これにより幕制以来二六〇年存続してきた行政区または自治区としての町村は、戸籍事務に関しては新たな行政に編入され、戸籍事務以外的一般事務は従来通り残されることになり、従つて新たに設けられた戸長、副戸長は戸籍吏としての性格を持つようになった。小県郡域には、第一四区から第二五区までの一二区が設定され、この区は藩制時代の上田

藩の組とほぼ一致している。戸籍区（明治四年六月）

小牧、諏訪形、御所、中之条は第一八区に入っている。

戸長 宮下 理兵衛

副戸長 中沢 五右衛門

大区小区の設置

前記のように戸籍事務のための区を置いたが、これを扱う戸長、副戸長と従来からの町村の名主、組頭とで行政が二分され一事両様にわたる弊害が出て、明治五年四月九日の布告によって町村の旧名主等の村役人を廃止、新たに戸長、副戸長と改称して土地人民に関する一切の事務を扱わせることになったが、事務処理に不便や支障が多く、同年一〇月一〇日大蔵省達第一四六号によって「大区小区」制が、地方の実情に即して行われることになった。

長野県（旧）では同七年七月一六日「区画改正条例」がだされ県下六郡二八大区（戸数五千戸を目当てとする）、一九〇小区（戸数五百戸前後）に分け大区に正副区長一名、小区に正副戸長一名、町村用係り、代議人をおき、大区に区会所、小区には小区扱所において事務を扱うことになった。これによって旧来の町村制は制度上行政単位としての地位を失い、小区の中の一集落にすぎない存在に変わった。

小県郡域は第八より第一一に至る四大区三六小区に設定され、上田町は第二一大区の第六小区、鎌原、西脇、生塚、諏訪部の四村は第七小区、房山、山口村は第四小区、常田、踏入の二村は堀村と共に第五小区、・・小牧、諏訪形、御所、中之条は第一〇大区の第一小区となる。

＊ 初期 戸籍区制（明治五年四月）

正副区長（区）官選 正副戸長（町村）官選 百姓代（町村）村民入札

＊ 大小区制 （明治七年七月）

正副区長（区）官選 正副戸長（小区）官選 村用係（町村）代議人

（五〇戸毎）小前の入札

大小区制廃止と戸長役場の開設

明治三十二年一月四日郡区町村編成法施行され、今までの大小区制は廃止となり、小区の中の各町村は旧に復し、公選の戸長（任期三年）一人、並びに筆生を置き同年七月一日その執務の役所として戸長役場が設置された。

このとき県より戸長公選規則が布達されたが、同一二年三月更に新しい公選規則が出されている。しかしこの公選は極めて制限されたもので官権が強く影響していた。

連合町村・・・上田、城下の場合

明治一八年二月三日連合町村制施行となり、最寄りの数ヶ村が一つの戸長役場を置き従来の公選戸長を止め、新たに官選戸長が任命されることになった。

上田町・・・常入、常盤城の二村と連合して役場を上田町に置き、上田外二ヶ村戸長役場と称した。戸長には、岡本 蔵が任命され会議人は各町村より二名当て選出して連合町村会とした。

城下地区・・・小牧、諏訪形、御所、中之条の四ヶ村と下之条、上田原、神畑の三ヶ村は中之条外六ヶ村として連合した。戸長には岡本 篤、中沢莞爾、倉沢源太郎の三氏が任命された。

市制・町村制時代

明治三二年四月二五日法律第一号により、市制町村制が公布され、翌三二年四月一日から施行された。

これにより県では明治三二年一月二九日、町村分合に関する件を内務大臣に上申し、三月

一五日付内務省指令による許可となり、これに伴い三月一九日付県令一七号により全県下の町村制が実施に移されることになった。

(明治五年より三二年まで村の首長であった戸長は、市町村制実施後は市町村長と称するようになる)

* 城 下 村の発足

県の第一次諮問が明治三二年八月二二日、第二次諮問が同三二年一〇月八日に行われ別段の異議もなく、小牧、諏訪形、御所、中之条の四ヶ村が合併して、ここに城下村が実現した。(原案では上川辺村とあったが、最終的には城下村に改称されたのである)

城下村歴代村長

片岡 栄作	自明治三二年	至三六年	羽田 清吾	自明治四〇年	至大正 五年
*細川吉次郎	〃 〃 二六 〃	三〇 〃	片岡善一郎	大正 五 〃	〃 〃 六 〃
田中実太郎	〃 〃 三〇 〃	三二 〃	堀内伊三郎	〃 〃 六 〃	〃 〃 九 〃
田中宗次郎	〃 〃 三二 〃	三四 〃	窪田 保	〃 〃 九 〃	〃 〃 一〇 〃
田玉豊次郎	〃 〃 三五 〃	三六 〃	以後上田市に合併		

郡制と小県郡の復活

先の区制、及び大区小区制は始め戸籍調査のため設けられ、かねて旧来の名主、年寄、組頭などの旧弊を一掃せんとするものであった。しかし行政的色彩が強く、自治的要素を欠き形式的な制度のそしりを免れなかった。そこで政府は明治十一年七月二日太政官布告を以て「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」の三新法を公布、ついで同三年「区町村会法」を公布し、郡を行政区として復活し町村に地方自治と行政区の二重の性格を与えることになった。

「郡」は古代律令制崩壊後は、中世近世を通じて単なる地域名に過ぎなかったが、ここに千余年を経て再び行政区として復活することになった。

長野県では明治十二年一月四日県内一六郡に区分し、それぞれに郡役所を置き郡長以下を任命し県の出先機関とした。

小県郡は県下第三位の戸数で、人口耕宅地では第四位、明治一二年の県税戸数割は第三位であった。

小県郡の規模は九二町村で、戸数 二一、三四九
人口 八五、九七六

明治三十三年五月一七日法律第六十三号の郡制によって自治行政区となった「郡制 府県制 草案理由」によれば、郡制が府県制、市町村制と共に地方自治の三本柱の一つであることを示している。

しかし郡制は郡民の参政権を与えられた自治区としてあったが、郡長は県知事統率下の官吏であった。初代の郡長は師岡政拳が任命されている。

その後、明治三十二年郡制が改正され今まで郡会の議長は郡長であったが、このときから議長も議員の互選となった。

城下、川辺両村からの選出郡会議員

倉沢源太郎 自明治二十四年 五月 至明治二十七年

*細川吉次郎 "三〇" 五 " "三二"

直接選挙制による城下村選出の郡会議員

中沢 賢三 明治三十二年一〇月

*細川吉次郎 "三六" " "(参事)

田玉豊次郎 "四〇" " "

田玉宗次郎 "四四" " "

田玉豊次郎 大正 四 " "(参事)

羽田 清吾 " 八 " " "(参事)

参事会

郡参事会は郡の副議決機関で、「郡長及び名誉参事会員四名を以て組織す」により構成され、名誉参事会員のうち三名は郡会に於いて議員の互選とし、一名は県知事によって郡会議員若しくは郡内町村の公民から選任することになっていた。

小県郡役所

郡役所は明治一二年一月二日から事務を開始した。従来おかれた大区会所を廃止し、文書等が郡役所に引継がれた。小県郡役所は、上田市海野町の旧本陣を借用して仮庁舎とした。本庁舎は新参町（現大手町）に新築し、その後市内前田町に移転新築され大正二二年四月二二日落成している。

しかし郡制は大正一〇年四月法律第六三号によって廃止と決り、よって県の出先機関の自治体としての郡は廃止されたが、郡長は存在して県と町村の連絡に当たっていた。

大正一三年には、全国町村会長の郡役所廃止決議もあり地方自治権の拡大と事務簡素化をねらいとして、大正一五年七月一日から廃止となった。だが建物は上小連合事務所として各種団体に利用され、のち昭和一七年七月戦時体制の事務量増大によって県と市町村行政の円滑化のため、上小地方事務所として復活した。

県議会

明治初期の府県は国の行政区画としての、府知事県令以下の官吏がおかれて、官治行政を行ってきたが、明治一一年の「府県会規則」によって一応自治体としての性格をもつようになった。県会は明治一〇・一一年の民会開設を経て公選による議員の県会が一二年に開かれた。

ついで明治二三年の「府県制」の公布により、郡制を実施した府県で施行されることになり、長野県では二四年七月一日に実施して、全国で最初の実施県となった。府県制公布になって、郡会の複選法によって選出された県会議員も、政党色が強くなりそれが郡会議員に及び、郡会議員の選挙は町村会議員、村長等の政党色をも強める結果になった。

上田町になるまで

はじめに（真田・仙石・松平時代）

天正一一年（一五八三）真田昌幸の上田城の築城がはじまった、これが上田城下町形成のはじまりで、本丸を中心とした輩下の武士の、住居地域にさだめた。

さらにその外廓に原村、海野村等の住民を移して原町、海野町の城下町づくりを行い、な

お必要に應じて鷹匠、鍛冶業、染物業の集落をつくらせた。新参町、鷹匠町、原町、海野町、鍛冶町、紺屋町等はこうした理由から生れ、その後海野町分に横町、原町分に田町、木町、柳町などが次第にでき、その外に当時太郎山麓に通じていた北国街道を現在地点に移し、その道ぞいにあった堂屋敷、古屋敷、矢島屋敷、山口などの住民をその新道沿いに移住させて生塚、諏訪部、西脇、鎌原、房山等の現在の町のもとになる集落をつくらせたといわれる。

上田城下町

当初城下町として、海野町問屋支配に属していた海野町、横町、鍛冶町と。原町問屋支配に属した原町、田町、柳町、紺屋町を併せて言っていた。

明治四年、廃藩置県当時に横町、海野町、原町、田町、下鍛冶町、柳町、上紺屋町の七ヶ町を総称して上田町と称していた。この外に貫属地として木町、鎌原町、丸堀町、新参町、上常田町、下常田町、鷹匠町、既裏町、旧館、上田旧城郭、袋町、馬場町、田町があった。

上田町

明治九年五月、貫属地を上田町に併せ同時に隣接していた房山、山口両村を合併して上田町と称するようになった。

常入、常盤城両村の合併

明治九年に一度上田町に合併していた山口、金井、蛇沢の集落は、明治三二年四月市町村制施行と共に神科村に編入することになった。他方常入、常盤城の二村が上田町に併合したが、上田町の名称に変更はなかった。

戸数 三、八六八
人口 一四、八二〇

諏訪形出身の、細川吉次郎上田町長になる

明治三二年四月一八、九の両日、町村制施行による町会議員の選挙が行われ、一級議員一三名、二級議員二二名の選出をみている。同年五月一四日議決した有給町長及び助役条例は六月一二日許可になり、七月町長、助役選挙が行われ初代町長に、船越重賢、助役に浅野鉄次郎が当選し、収入役に田中忠七が就任した。

歴代町長

船越 重賢	自明治三二年	至三五年
浅野鉄次郎	〃〃二五〃	二六〃
山下 譲	〃〃二六〃	二九〃

浅野 ^秘 次郎	〃 〃 二九	三
馬場 歳次	〃 〃 三一	三六
岡本幸次郎	〃 〃 三六	三九
石田四万太	〃 〃 三九	大正 三
* 細川吉次郎	大正 三	〃 〃 八

この年市制施行となる。

上 田 市 の 発 足

上田町は明治三二年町村制施行のとき、その分合により町勢が著しく発展して、大正四、五年代に入り市制に移行の必要を希望する世論が多くなり、大正七年には人口も既に三万人近くになっていた。

それにつれ諸施設も整備されて、市制施行の資格を有する様になってきた。

この頃に上水道敷設の議が盛んになり、これが市制施行に重大な関係が出てきた。こうした状況に伴い町は各方面の了解と詳細で周密な調査を遂げ、大正七年二月町会の議決を以て内務大臣に市制施行の申請書を提出した。

翌八年四月二十九日、内務省告示第二九号（大正八年五月一日）により上田市の実現となった。

県内では長野市、松本市と並び三市の一つになったのである。

* 編者注、後記上田近代史「細川市政のころ」の項を参照してください。

過去に城下村合併の申入れ

大正六年のとき、郡長安藤兎毛喜を仲介にして、城下村に合併して上田市制の実施を申し入れたが、城下村の一部に反対があつて実現せず単独で実施に踏切らざるを得ない経緯があつた。

細川吉次郎初代上田市長になる

市制施行当初、これまで上田町長の職にあつた細川吉次郎が、市長臨時代理を命じられ市長決定まで市長事務を行った。

大正八年八月五日、初代市長選挙の市会が開かれた、出席議員三〇名で選挙が行われ、再三の手続きのあと第一候補者の細川吉次郎を当選とし、法定の市長候補者に決り同年八月二二日上田市長に就任した。

城 下 村 の 合 併

明治二十一年信越線の一部開通により上田駅が北天神町に設けられ、ついで二三年県道上田、松本線が開通して北、南天神町が発展し、上田橋を越えて南方の三好町にも人家が立並んだ。続いて上田温泉電気軌道株式会社が創立され大正一〇年六月には川西線電車の営業の開始をみた。このようにして城下地区は経済的立地からも上田市と深い関連を持つに至った。

両市村合併の動きは八年市制施行当時からその萌芽がみられていた。一〇年六月上田市長と城下村長から、両市村を合併したい旨の意見書が知事に提出された。ついで県知事から上田市会及び城下村会に諮問があつて、いずれも異議のない旨の答申がなされた。

知事は県参事会の議決を得て同年七月二三日内務大臣に許可申請書を提出した。こうして許可がおりて九月五日長野県告示第三七四号によって、大正一〇年九月一〇日城下村は上田市に編入され、上田市にとって待望の合併となつたのである。

細川市政のころ（上田近代史より）

市制施行

上田に市制が施行されたのは、大正八年五月一日であつた。この日から小県郡上田町が長野県上田市と改められ、長野、松本について県下第三番目の市となつた。

市制は、上田として一〇年来の願望であり願望であつた。長野市に及ばないとしても、松本とはきつこうして行きたいというのが明治初年以來の上田人の意気込みであつた。ところが上田は長野、松本に比較して人口がだいぶ少ない。当時市制を施くには人口二万五、〇〇〇以上という条件があつたが、上田はその条件にむづかしかつた。大正年代に入つて漸く人口二万五、〇〇〇に達したが、今度は基準が三万となつたのでやはりむづかしくなつた。しかし、すでに蚕糸業の盛んは県下第一で、国立上田蚕糸専門学校始め教育に行政に關係施設はすべて整い「蚕都上田」といわれ、産業経済の躍進めざましく、人口はまだ不足だが他の条件は市制を施くに不足はない、市制を施くことによつて他の条件も急速に満たされると確信するに至つた。

当時の町長細川吉次郎は村会、郡会、県会の各議員として多年自治行政にたずさわり、この種の事務に極めて練達の上であり、とくに上田の千曲川対岸、城下村の出身で會つてその村長を勤めていた關係もあつて、人口の不足は同村を編入合併すれば問題はないと考へ、大正三年町長就任以來その準備を進めていた。ところが城下村は保守的な農村であるためか反対が意外に多く、容易にまとまらない。これが市制施行を遅らせたことはたしかである。しかし町会はじめ市民の要望はますます高まつたので、細川は城下村の合併を後回しとし、人口の点に若干の操作を加えて辛うじて三万の数字をつくり、大正七年一月の町会で「市制施行意見書」を可決、内務省、県当局等への運動もぬかりなく翌八年四

月首尾よく内務省の許可を得、五月一日実施となったのである。時に人口三万〇、〇八二、戸数五、三三三であった。が、この人口は水増しが多く、その翌大正九年一〇月の国勢調査では人口二万六、二六九、世帯数五、六五五とあり、全国八三市中最も小さい市であった。細川町長の手腕は高く評価されたが、しかし彼はこの国勢調査の数字において三万を欠いたことは上田市の面目に関するものとし、城下村の合併に努力し、大正一〇年九月その実現に漕ぎつけたのである。

城下村合併と上田橋

城下村の合併は前記のように市制施行前には実現しなかったが、国勢調査によって人口の貧弱が明らかとなったので、細川市長以下上田の面目にかけて努力し、大正一〇年九月漸く実現することとなった。これは細川市長らの努力はいうまでもないが、そのころ城下村に大製系工場が常田館主笠原善吉らによって計画され、城下村の発展あるいは市街地化が展望されたのも有力な事情で、上田橋改修、古舟橋架設を条件とした村民も小牧電力計画者宮下文平らも賛成したのである。これによって上田市は城下村の三、六八一を加え人口三万を実質的に越し、地積においては七〇%を増すこととなった。また、上田橋の改修は城下村はもちろん当地方多年の要望であったので細川はこれが実現に努力し、一二年二月着工にこぎつけた。これは県費事業であるが、細川の事績として特筆すべきである。

公会堂の建設（市立図書館）

市制が施行され、県下三都市の仲間に入ったこともあり、公会堂の建設が急務であった。しかし、当時このような困県から要請のない施設は、市費で賄うことなく市民の寄附によるというのが自治体の立てまへとされていた。予算一〇万円、場所は公園内とした。寄附金は市会議員の分担で市内の富裕筋へ勧誘し、さらに一般寄附の割当ても行い順調に目標額を抜き、一一万三、〇〇〇円に達した。大正一一年九月地鎮祭、一二年一月上棟式、一月開館に至ったが、県下の公会堂では最も美事なものであって、その入母屋式総銅板屋根は朝日夕日に映えて、とくに鉄道の車窓からの景観は上田城の二層櫓とともに旅人の眼を楽しませた。

上水道布設と市営住宅

細川市政において永く記憶せらるべきは上水道の布設である。この事業はすでに前町長時代からの懸案で細川町長がこれを受継いで調査を進め、神川に水源を求めたが、神川村の反対にあったので千曲川水源に変更して内務省の許可及び国庫補助等を申請した。

当時第一次欧州戦の最中で、鉄道の暴騰などがあって建設費膨脹のうえに期待した国庫補助も不許可となった。

大正八年五月市制が施行され、上水道の必要はますます切実となったので市は計画を新た

食前数回の往復を重ねたる事すらありと言う。又冬期農閑の際には、むしろ、縄、わらじ、草履等の藁細工は全てにわたり製作し、以て自家用に備へ、養蚕時期に至れば、蚕児の掃立より、上そう、製種に至る迄自ら主となりて之に当り、又蚕種販売にも父に従い各地に出張せり。しかるに明治二六年城下村長に当選以後は、種々の公職上鋤鋤は探らざりしも、しかも寸暇をも惜しみて常に家業にいそしめり。明治二六年即ち三二歳の時、選ばれて城下村長の職に就き、其在職中小学校舎の増築、高等科新設等、其他村治上に貢献し又大正三年八月には上田町長に推挙せられ同七年八月再選、市制施行に關しては幾多の努力の結果、遂に大正八年五月一日市制実施の布告を見るに至り、其際上田市長臨時代理者を命じられ、同年八月選ばれて初代上田市長に就職、同二年八月同市長に再選せられしも、同一年五月其在職中、病氣を得て遂に逝去す。其市長在職中、城下村の併合、上水道の完成、市有林の造成、招魂社の改築、公会堂の新築等、其功績大なるものありき。

資性温厚にして謙讓、いやしくも据ごう尊大の風なく、上下の隔て無く万人一様に交際し其日常の生活は勤儉を旨とし、衣食住儉約質素、常に素衣素食に甘んじたり、又孝心に篤く、父の逝後は、母に対する朝夕の孝資怠らず、よく其命に従い、一家の大事は必ず其指揮を仰ぎて処理せり。一朝老母の病に臥すや、終始其病室を見舞ひ之を慰め、あるいは按摩をなし其他母の命ずる所は、他人を煩はすことなく、自ら之を弁ずるなど、其孝養の至情感ずるに余りありしと言う。

大正一二年二月病にかかり、種々療養に手を尽くしたるも漸次病勢悪化し、五月二五日遂に逝去せり。享年六四。

上田市会は故人生前の功績に酬ゆる為め、市葬となすに決し、五月三〇日旧城下小学校跡地なる式場に於いて、いとも崇厳盛大に葬送の儀を行へり。この日市内は弔旗を掲げて市民挙げて哀悼の意を表し、四方より会葬せる者無慮五千に及び、弔詞弔電数百余通に達せり、法号を玉祥院吉峰卓立政勲居士と言う。

編集後記

久保田正保氏談（諏訪形郷土史研究会長）

細川吉次郎さんは同郷の人であり、私も幼時期にお会いしている。昔の人は父親の手助けをすることが当たり前であって、吉次郎さんも多分そうであったと思う。

上田町長に就任すること事態がそれだけの人物に見られていて、上田の人々に信任があったと考えるのが妥当ではないか。

編者の考察

最初城下村長に、三二歳にして選任され、その後小県郡会議員、長野県会議員になって上田町長に推挙されるに至った過程をみるに、町村長は町村議会の選任であっても県知事

の認可を必要としたので、従って官許の得られる人物でなければならなかった。細川吉次郎さんは若くして行政に携わるようになり、万人の認める有能な人であったのは間違いない。いずれにしても、その頃上田町に適任者はいなかったのであろうか。

あとがき

近頃一般に余裕が出てきたのでしょうか、生涯学習が活発であります。又公民館活動も盛んです。諏訪形分館にも郷土史クラブがありました。今では研究会となっております。幸いこの郷土史クラブ・研究会に当初より仲間に入れて戴いており感謝の念が一杯です。昨年、私も自分史を発行して今ではわが人生に締括りをした気持ちです。そして余生を送る諏訪形の、いつの日か先人の歩んだ郷土史の出版を夢みている今日このごろです。

平成五年一〇月一日

諏訪形郷土史研究会員 山越 岩雄

追記、小池先生に監修をお願いするなかで御指導を戴き、つぎの文献等の一部を参考にしました。

長野県市町村合併誌	上田市について	発行	長野県
信州人物誌	〃	〃	信州人物誌刊行会
長野県歴史人物大事典	〃	〃	郷土出版社

略年表

明治 元年	四月	江戸城開城。
〃 〃	七月	江戸を東京と改称した。
〃 〃	九月	慶応を明治と改元。
〃 〃	六月 十一月	城下四ヶ村小学校設立、校名亮功学校とす。
〃 〃	八月	亮功学校より分離一村にて若宮に建設、諏訪形学校と称す。
〃 〃	〃 〃	信越線上田駅営業開始。
〃 〃	〃 〃	最初の上田橋完成。
〃 〃	〃 〃	上田町に始めて電灯使用さる。
〃 〃	〃 〃	城下小学校新校舎建てる。(大正一三年現地に移築)
〃 〃	〃 〃	小県政友倶楽部発会。(馬場歳次、細川吉次郎ら)
〃 〃	〃 〃	城下小学校北側校舎増築。
〃 〃	〃 〃	城下村に腸チブス病蔓延患者一三名。
〃 〃	〃 〃	三好町三等郵便局新築成る。
大正 四 〃	〃 〃	上田町城下村塩尻村連合伝染病院設立を決定。
〃 〃	〃 〃	諏訪形文庫設立。

大正	八	九月	城下小学校上田市城下校部となる。
"	"	九	三月 城下信用販売購買組合設立。
"	"	一〇	九月 城下村、上田市と合併する。
"	"	一一	九月 諏訪神社拝殿改築す、大々的の祭典行わる。
"	"	一三	九月 温電三好町に停車場出来、城下駅と命名す。
"	"	一四	八月 千曲川鉄橋完成し上田温電々車川西線上田駅に乘入れる。
昭和	五		新造上田橋竣工、開通式を挙行。
"	"	七	十二月 小県郡連合青年団による電灯料値下げ運動活発となる。
"	"	一〇	三月 城下小学校小牧間道路竣工。
"	"		六ヶ村堰耕地組合設立。
"	"		五月 城下農繁託児所開設。
"	"	一二	一月 小牧山演習地問題で紛糾。
"	"	一三	三月 小牧山の亜炭、美吉野鉱世にでる。
"	"	二〇	八月二五日 終戦。
"	"	二二	須川地区、諏訪形自治会と別れる。
"	"	二六	中村地区、諏訪形自治会と別れる。